

平成 30 年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧（栃木地域：大宮・国府地区）

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	大宮大日	<p>【条例の見直しについて】 地域クリーン推進員への報酬を直接自治会あてに支払っていただきたいので、条例の見直しについて検討していただきたい。</p> <p>【当日再質問】 事前質問 No.1 の回答の中で一つお聞きしたいのは、クリーン推進員の報酬ですが、これは所得税になりますよね？2つの事業所から所得を得ることは企業によっては禁止されているところもあると思います。 ですから、クリーン推進員に関することは、条例で決まっていることなので、できれば条例改正してもらって、報酬が自治会に入る形にしてもらいたいのではないかとという質問です。 その他のモノは、自治会に入るモノもありますよね？同じようには出来ないのでしょうか。</p>	<p>【環境課：TEL21-2145】 地域クリーン推進員報酬については、自治会への振込みを希望される場合は、ご本人様から自治会に振り込むための委任状が必要となります。 現在、委任状をいただき自治会に振込みしているケースもありますので、地域クリーン推進員さんをご相談の上、振込先を決めていただければと考えております。 なお、市から地域クリーン推進員さんへの報酬支払関係書類の送付は1月を予定しております。</p> <p>【総務部長】 役所の職員の場合は、基本的には他の職業に就くということではできませんが、農業や消防団員などでの報酬をもらう場合は、届出をすることで可能となっています。また、クリーン推進員の報酬もその対象となっています。</p> <p>【生活環境部長】 基本的には、今総務部長が言った通りとなります。ただ、企業によってはいろいろな状況がございますので、ケースバイケースかと思えます。不明な点は環境課の方へご相談いただいて、詳しい話を聞きながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 ご本人様の方で、自治会に振り込むという理解を得て、委任状を出していただければ、自治会に振り込みができます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：環境課 TEL 21-2145〕</p>
2	平川	<p>【公共施設のない大宮地区への大規模公園の建設について】 現在南北に計画整備されている県道3・3・3小山・栃木・都賀インターを結ぶ(将来市の幹線道路)と東西に新大光寺橋栃木二宮線バイパス市道12189号線(今泉・泉川線)から市内を結ぶ道路が計画されておりますが、その線沿いに大宮運動広場が設置されております。将来その2道路が開通することにより大宮地域の交通アクセスは良くなり、沿線には商業施設が進出し利便性から移住者も多くなると考えられます。そのようなことから、運動広場を中心に、大規模公園を建設していただきたい。市政策である「栃木で暮らそう」の魅力ある環境整備の一環として、子供・高齢者・家族等の憩いの場として、また、自然災害時の避難所としてもできるのではないのでしょうか。 「栃木市の総人口の約1割16, 500数人が大宮地区で暮らしております。新市長のお考えをお聞かせください。」</p>	<p>【公園緑地課：TEL：21-2413】 当該運動場の大規模公園の建設については、昨年度も同様な自然森林公園の整備要望をいただいております。 当該運動場は、土地改良事業が実施された優良な農地の中にあるため、運動場の拡張など農地以外の開発が認められないことから、当該運動場を中心に大規模な公園を整備することは難しくなっております。 ご提案の子供・高齢者・家族等の憩いの場としての活用については、当初の設置目的である運動場としての機能を踏まえつつ、現在利用されている方々や地域の方々のご意見等も参考にさせていただきたいと思っております。 また、避難所としての機能については、緊急時の一時的な避難場所としての活用について、検討したいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：公園緑地課 TEL 21-2413〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
3	平川	<p>【市立大宮北小東側道路～栃木・宇都宮バイパス間～東武野州平川駅東16号踏切間の道路拡幅と歩道整備について】 平成24年6月に、私・市議会議員 大武真一・県議会議員 琴寄昌男・市立大宮北小学校校長 星野正隆・市立東陽中学校校長 三澤庸助様(当時)署名による要望書の提出の件で、市長に要望書提出の際、市立大宮北小学校東側道路から北に向かい東武野州平川駅東16号踏切(市道216号・217号線)迄の、道路拡幅・歩道整備を順次行くと説明されましたが、6年経過し一向に進んでおりません。この道路は、小中学生通学・通勤・生活道路として多くの人々が利用しております。市内でも一番危険な道路かと思っておりますので、一刻も早く整備していただきたい。現在の進捗状況と、又、何年頃完成するのかお聞かせください。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2781】 ご要望の道路拡幅と歩道整備につきましては、大宮北小南に位置する県道栃木・二宮線から平柳郵便局付近の県道栃木・宇都宮線の区間を、平成23年度から測量や調査等に着手し、現在、関係地権者のご協力を得ながら、用地買収を進めているところです。平成29年度末の事業の進捗状況は、事業費ベースで約20%となっております。本区間の整備は、建物等の移転も多く、関係地権者それぞれの事情もあることから、用地の確保が難航しているところもあり、時間がかかっている状況ではありますが、平成35年度の完成を目標に、引き続き関係地権者のご協力を得ながら、事業を推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:道路河川整備課 TEL 21-2781]</p>
		<p>【当日再質問】 回答で、平成35年度完成目標ということになっていますが、これは大宮北小から平川駅までと解釈してよろしいのでしょうか。 私が要望しているのは、もっと長い区間なので、回答は区切って説明していただけるとありがたい。 この道路についての、市の危険度合とか調整はどのように判断しているのか。最も生徒数も多く、通学路として、通勤路として、また生活道路としてかなりの車が走っている。そういうところで、10年も11年もかかってやる事業ではないと考える。優先順位をつけてやってもらいたい。事故があってからでは遅い。もう少しスピーディーにやってもらいたい。</p>	<p>【道路河川整備課】 平川駅ではなく、バイパス、県道までとなります。平柳郵便局があるかと思いますが、その手前の交差点までを平成35年度を目標に進めるものです。その後は、それから先の話ですので、期間をいただきますが、ご了承ください。</p>	
4	平川	<p>【市立いまいずみ保育園の建替整備と運動広場の増設について】 市立いまいずみ保育園は、昭和55年に開設、築37年を経過し、敷地面積2,61㎡・床面積696㎡・利用者120名、現在、建物の老朽化・耐震不安・衛生面で不安な調理室・狭い運動広場で、保育事業を活発に行っております。 伸び伸びと良い環境の下で国の宝でもある子供達を育てるために、是非、早期に環境の整った保育園を建設していただきたい。 「国の宝でもある子供達を伸び伸びと良い環境の下で保育を」</p>	<p>【保育課:TEL21-2702】 いまいずみ保育園につきましては、平成21年度に園舎の耐震診断を実施し、耐震性は確保されているとの診断結果が出ておりますが、老朽化に伴う維持補修を度々実施している状況であります。 そのような中、本市ではこれまで、「栃木市保育所整備基本計画」に基づき、老朽化した保育園の統合整備を行ってまいりました。現在、その計画期間が満了となるため、次期計画である「栃木市保育所整備基本方針」の策定に向けた検討を進めているところです。 今後は、この整備基本方針に基づき、地域及び関係者のご意見を踏まえながら、安全で安心して預けていただける保育園の整備を計画的に進めてまいります。</p>	<p>【保育課 TEL:21-2702】 現行計画である「栃木市保育所整備基本計画」が、2019(平成31)年度をもって満了となります。現在、2020年度からの公立保育園の整備、既存施設の長寿命化等についてまとめた次期計画(栃木市保育所等整備基本方針)の策定を進めているところであります。</p>
		<p>【当日再質問】 市長さんはいまいずみ保育園の言ったことがありますか？あそこで120名保育している。私は保育所整備基本方針には一番先に載せるべき保育園だと思っている。今、子どもが大切だと言うのに、いま少し考えてもらいたい。計画が今後されるようですが、一日も早く検討していただきたい。(要望)</p>	<p>【要望の為回答なし】</p>	

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
5	樋ノ口	<p>【葦の除草について】</p> <p>樋ノ口町地内を流れる赤淵川下流の観音堂までの上流に生えている葦については、今年の5月上旬頃、市において除草作業が実施されましたが、JR両毛線下から(株)アスワンの西までの赤淵川にも葦が繁茂しており、特に両毛線下から本田南栃木までの約300mと観音堂下流から(株)アスワンまでの約200mにも葦の繁茂が多く見受けられます。</p> <p>大雨による溢水を防ぐためにも、台風シーズンとなる8月末から9月中旬頃の繁茂を見越して、すでに実施されたところも含めて葦の除草をお願いいたします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2408】</p> <p>ご要望の葦の除草につきましては、7月に実施いたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:道路河川維持課 TEL 21-2408〕</p>
6	樋ノ口	<p>【柳の木の枝おろし願いについて】</p> <p>赤淵川下流の綾川の土手(樋ノ口町地内、(株)アスワンの西)に生えている柳の枝が道路上にかぶさり、通行上の支障となっておりますので、枝の伐採をお願いします。</p>	<p>【農林整備課:TEL21-2279】</p> <p>綾川土手に生えている柳の枝については、ご要望を受け、速やかに現場確認した上で6月19日に伐採いたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:農林整備課 TEL 21-2279〕</p>
7	平柳一丁目	<p>【ゴミステーション増設のお願い】</p> <p>私は、平柳町1丁目9番地内に住み、隣の8番地と併せて4軒の班でしたが、8番地内の空地の宅地開発により10軒が急増し、回覧板がいつも1か月以上遅れて回るため、今年の4月から班を8軒と6軒の2つに分けてもらいました。</p> <p>ゴミステーションから100mも離れたところから車で運ぶ方もおり、月交替のゴミ当番を設けても守られず、私が管理している状態です。</p> <p>ゴミステーションには、別の班になる7番地の2軒を含めて16軒が利用しており、現在の場所から東に100m程のところに適当な場所があるため、新規の設置について、担当課に直接要望したところ20件以上であることが条件でこの原則は破れないとの回答でした。</p> <p>十分なスペースが確保されていないゴミステーションなどゴミの量が多いと不法投棄の原因ともなりますので、今後の問題としてご検討ください。</p>	<p>【環境課:TEL21-2145】</p> <p>市内には、およそ3,900箇所(うち栃木地域はおよそ2,550箇所)のゴミステーションがあります。</p> <p>本市のゴミステーションの設置につきましては、一般住宅では20戸以上、集合住宅では10戸以上の利用世帯から設置要望がある場合に、地元自治会の地域クリーン推進員さんから市に申請をいただき、ゴミ収集車が巡回や通り抜けできるか等を確認したうえで、利用の可否を決めています。</p> <p>また、ゴミステーションの利用につきましては、①ごみの分け方・出し方のルールを守ること、②利用者などが責任をもって管理すること、③ゴミステーションの清掃を実施することを条件としており、ゴミステーションは一部の利用者に負担が偏らないように相互協力し自主的に管理運営されています。</p> <p>ゴミステーションの場所は、自治会や班などで用地を確保しているところもありますが、用地の確保が困難でやむをえず道路上を利用している場所もあります。また、市内では道路等が狭く十分なスペースが確保できない場所もあり、利用者の皆さまに適切な場所を決めていただき、ゴミステーションとして利用していただいている状況です。</p> <p>今回ご要望のあったゴミステーションの増設につきましては、利用世帯が20戸以上ではないため、増設はできませんが、現在より良い場所があるということでしたら、現在のごみステーションの移設は可能ですので、移設につきましてご検討くださいますようお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:環境課 TEL 21-2145〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
8	平柳一丁目	<p>【地区自治会連合会の変更について】 単位自治会である平柳一丁目自治会は、大宮地区（第8地区）自治会連合会に加入しております。 隣接する宮本自治会は、自治会住民の要望について詳しいことは聞いておりませんが、平成26年頃、自治会役員等の事前調整により大宮地区自治会連合会から旧栃木地区自治会連合会へ変更、加入しました。 宮本自治会及び平柳一丁目自治会は元々大宮村でありましたが、昭和4年に東武日光線が開通し、昭和29年の栃木市への編入合併により、そこに暮らす人たちの環境、特に通学区域が大きく変わることとなりました。両自治会が地理的・歴史的に置かれてきた条件は同じであります。 それから60年以上に亘り大宮地区自治会連合会に加入してきましたが、通学区域は、栃木第三小学校・東中学校であり、両自治会に生活する住民の意識には、何故『大宮地区』なのか、年配の方に詳しくお聞きしないと理解できないという人は大部分となっております。そうしたことが「変更、加入」の背景にあったのではないかと思います。 今回、当自治会では、宮本自治会の前例に倣って大宮地区自治会連合会から旧栃木地区自治会連合会へ変更・加入できないかというものであります。なお、その手続きを『栃木市自治会連合会』の事務局にお願いするものです。</p>	<p>【地域づくり推進課：TEL21-2331】 自治会長として日夜ご尽力いただいていることに心より敬意と感謝を申し上げます。 所属自治会連合会を大宮地区から栃木第1地区へ変更することについては、自治会会員の皆さまをはじめ、両地区自治会連合会会長との調整が必要であると考えております。 これまでの経緯などについて情報収集及び分析を行ったうえで適切な対応をしてみたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。</p>	<p>【地域づくり推進課 TEL:21-2331】 自治会長と対応について協議し、自治会において会員にアンケートを実施しました。その結果、変更について賛成多数であったことから変更に向けて調整をしております。 まず、栃木第1地区並びに大宮地区自治会連合会会長と協議し、両地区所属の自治会長に変更についての意思確認を実施し、変更することについて了承を得ました。 また、庁内において変更に伴う調整を各種団体並びに関係各課と個別に実施しているところです。 今後も、自治会の皆さんと協力し適切な対応をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。【平成31年2月6日現在】</p>
9	大塚団地	<p>【交通危険箇所のカーブミラー及び停止線の設置について】 大塚団地内の、大塚団地公民館東側の道路に変則交差点があります。その場所にカーブミラー及び一時停止線等の設置をお願いします。 団地付近に住宅が増え、交通量も増加していますが、近くに公園があり子どもたちが遊びに来る場所ですので、事故が起きないうちによりお願いたします。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL21-2408】 ご要望のカーブミラー設置につきましては、現地にて自治会長様と立会いを行い、自治会長様から設置申請書を提出していただきまして、カーブミラーを設置いたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：道路河川維持課 TEL 21-2408】</p>
10	国府	<p>【市道219号線の整備と安全安心な地域づくりについて】 平成22年度に当自治会より提案いたしました標記の件につき、現在までの進捗状況を報告願います。 当該道路（農免道路のJA交差点～平六、小山一都賀線に至る）は、従来より生活道路として、車の通行に供されております。しかしながら道幅が狭いためすれ違いが出来ず、不便を強いられている状況で、このままでは緊急車両の通行にも支障をきたし、安全・安心の面からも、不安要因となっております。 また、この道路は通学路でもあり、自転車や歩行者の通行も年々増加していますので、交通事故発生が強く懸念されます。 以上のことから再度提案させていただきますが、現時点での市の対応状況や意見など、お聞かせいただければ幸いです。</p>	<p>【道路河川整備課：TEL 21-2401】 本路線につきましては、平成28年2月に地元関係者の皆様と要望区間の現況を確認した所であり、幅員が2mから3m程度と狭隘な道路であるため、通行が不便であることは認識しております。 このような生活道路の要望に対しましては、「道路整備基本計画」に基づき、全地域同じ評価を行い順次整備を進めているところですが、要望の路線が多いことから、整備が追い付かず皆様のご要望にお応えできていないのが現状であります。 このため、本路線の整備につきましては、用地の無償提供が得られるのであれば、沿線の土地利用等を勘案しまして待避所の設置、又は、市の材料支給による道普請事業での対応も考えられますので、整備手法等をご相談させていただきたいと思っております。</p>	<p>【道路河川整備課 TEL:21-2401】 地元関係者の方に、左記の対応についてのご説明に上がりましたが、用地の無償提供等についての回答をいただけなかったことから、しばらくお時間をいただくこととなります。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
11	田下	<p>【国府地区、とりわけ南部の農道舗装について】</p> <p>主要道及び居住地周辺の道路は、本舗装により整備されていますが、農道については未舗装や簡易舗装が大半で、環境や安全面からも整備の必要性を感じておりますので、よろしく願いいたします。</p>	<p>【農林整備課:TEL 21-2279】</p> <p>ご要望されている農道は土地改良事業で整備されてから、かなりの年月が経過し、路面に亀裂や穴、度重なる補修箇所により、非常に劣悪な状態であることは承知しております。本舗装による整備については、居住地周辺の生活道路など特に地域の皆さんの利用頻度の高い道路を優先的に実施しており、市域全体を見回すとまだ未整備な箇所が多く残っているのが現状であります。</p> <p>そのようなことから、当該箇所の本舗装については相当なお時間を頂かなければなりませんので、7月に簡易舗装による再整備を実施したところであります。今後も通行に支障が生じないようできる限り速やかな対応をまいりますのでご理解ください。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:農林整備課 TEL 21-2279】</p>
12	田下	<p>【農地有効活用のための線引きの見直しについて】</p> <p>当地区に限らず、人口の減少は日本全体の課題であります。特に南部地区は大半が都市計画法により市街化調整(農業振興)区域となっているため、分家住宅を除くと、新たな住宅を構えることが難しい構図となっています。</p> <p>土地改良から40年が経過し、生産の構造(農家の減少等)が変化する中で、従来の考えを踏襲することは、人口減少に拍車をかけることが明らかです。</p> <p>そこで、新たな居住者を迎えるため、例外措置を講じる必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>【都市計画課:TEL 21-2431 農業振興課:TEL 21-2385】</p> <p>ご質問をいただいたエリアは、広大な優良農地が広がる地域で、特に、国府土地改良区につきましては、地域の皆様が中心となって地域農業のあり方を設計する「人・農地プラン」において、重点支援地域に指定させていただいており、市としましても農業施策を展開するうえで重要な区域と考えております。</p> <p>また、市街化調整区域の地域活力の低下や地域コミュニティの維持等が課題であることは十分認識しており、それらに対応するため、本年3月に「市街化調整区域における地区計画活用方針」を策定いたしました。この方針は、地区計画を活用して、鉄道駅や総合支所(支所・出張所含む)の周辺地域(概ね半径1km以内)を対象に、住宅や小規模店舗の建築などを許容できるようにするという制度です。</p> <p>線引きを見直すことは難しいところですが、本方針は、地域コミュニティの維持や地域活力の向上など、国府地区の地域課題解決に有効であると考えておりますので、ぜひ活用をご検討いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:都市計画課 TEL 21-2431 農業振興課 TEL 21-2385】</p>
13	国府地区自治会連合会	<p>【保橋(たもつばし)上流発生地内の護岸設置について】</p> <p>栃木市防災マップによると、国府地区内の浸水危険箇所は、発生・柳原・惣社東・惣社南・円光寺・大光寺・田下 自治会となっております。その全てが思川沿いであります。</p> <p>これは、発生での堤防決壊を想定してのことだと思われまますので、ここにぜひ、堅牢な堤防の設置をお願いします。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2785】</p> <p>思川の保橋上流右岸側は、現在無堤防となっており、出水期においては思川下流部の住民や地元の皆様も水害を危惧されていることと思っております。</p> <p>この河川を管理しております栃木県にご要望の箇所についての進捗状況を確認しましたところ、事業を進める上で、用地取得に際し課題があり、所有権等の権利関係手続や一部の関係地権者より協力が得られていないことから事業を進められていないとの回答がありました。</p> <p>一日も早い水害の不安を解消するために、市としましては、県に引き続き堤防の未改修部分の早期用地買収、築堤工事をお願いし事業の推進をお願いしてまいります。そのためにも、改めて事業内容を丁寧に説明し、ご理解をいただき地元住民の皆様、地権者と合意形成できるよう、県と一体となってすすめてまいりたいと考えておりますのでさらなるご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>【道路河川整備課 TEL 21-2785】</p> <p>栃木県に対し、引き続き要望してまいります。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
14	国府地区自治会連合会	<p>【国府南小学校の小規模特認校の継続について】 国府南小学校が平成30年度においても、小規模特認校としての継続を認められました。同校は純農村地帯にあり、現在のままでは戸数増（学齢児童数増）は見込めない状況ですが、小規模校であることの利点を活かすべく努力しているところですので、来年度以降も、ぜひ継続していただけるよう、お願いします。 適正規模に到達しないまでも、児童数を現在より増加させ、教育効果を上げることが国府地区といたしましても目指しておりますので、よろしくお願いします。</p>	<p>【教育総務課:TEL 21-2467】 本市では、児童数の少ない小学校の児童増を図るため、小規模特認校制度を導入しています。国府南小学校につきましては平成 26 年度より本制度を適用し、平成 30 年度 4 月時点で、全児童 39 名のうち小規模特認校制度利用者が 17 名となっています。 昨年度末には、‘制度利用者が徐々に増加していること’‘学校と地域住民が協働して特色ある教育の実践を進めていること’等を考慮し、平成 31 年度も制度を継続することを決定いたしました。今後も国府南小学校で行われている特色ある教育の実践への支援を充実させていきたいと考えています。 しかし、現状としてすべての学年が 10 名以下、1 年生は 2 名であり、市として適正な規模である「小学校の必要な学級数・児童数:1 校あたり 6 学級 1 学級あたり 16 人程度」を満たさないことから、より良い教育環境の整備という視点で、制度適用への検証を毎年行っていくことが望ましいと考えています。 なお、検証にあたりましては、地元のご意見を伺って参りたいと考えています。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:教育総務課 TEL 21-2461]</p>
15	国府地区自治会連合会	<p>【下野国庁跡、室の八嶋等の観光資源へのアクセス道路や案内看板などの整備を】 国府地区には下野国庁跡、室の八嶋、吾妻古墳、北冠酒造、小林酒造、農産物(トマト、イチゴ、ブルーベリー等)の観光資源が充実しています。 それらの場所へ外部から人を呼び込むことができるよう、アクセス道路の設置や、案内看板等の整備を行っていただきたく、お願いいたします。</p>	<p>【文化課:TEL 21-2497】 国府地区には、文化財的資源のみならず観光的資源も多数あり、それらは国府地区の活性化に欠かせないものと考えます。 アクセス道路の設置については、国庁跡の再整備と合わせて検討を行い、一体化した看板や案内地図については、効果的なものができるよう、関係課と協議して進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。</p>	<p>【文化課 TEL:21-2497】 国府地区の観光資源等への道路や案内看板等の整備につきましては、国庁跡の再整備と合わせて検討したいと考えます。 今年度国庁跡についてのリノベーション事業を開始することとなり、専門者会議を立ち上げました。3 月中に専門家を交えた会議を開催いたします。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
16	国府地区自治会連合会	<p>【下野国庁跡の整備の推進を】 下野国庁跡は、ほぼ完全な形で復元可能な状態で残っている、国内唯一のものとされています。 そこで、史跡としての価値をより高めるため、宮野辺神社のところにありと推定される正殿跡の調査・発掘をお願いします。 また、国庁跡は前殿が復元されている状態ですが、観光資源としての価値をも高めるため、正殿並びに回廊の復元をお願いします。</p> <p>【当日再質問】 今年度から進めるということ、国や県に働きかけるという具体的なことが書かれており、大変ありがたく思っています。ただ、執念を持ってやる人がいないと、1回働きかけただけで終わってしまう。 専門家によりますと、復元可能な国庁跡というのは、全国でここだけだそうです。大変貴重だというのが一つ。あと一つは別の方から、中途半端な復元でなく、正殿まできちんと、できれば回廊まで作れば、重要な観光資源として活用できるのに中途半端だと言われました。今年度進めます、というのが書かれていますので、だれか中心になる人、文化課の方になるかと思いますが、その人が執念を持ってやってもらって、周りとは相談しながら進めてもらえる体制をつくってもらえるとありがたいです。強く要望いたします。</p>	<p>【文化課:TEL 21-2497】 下野国庁跡につきましては、今後再整備に向けて検討に入りますが、国の指定遺跡であることから、文化庁や専門家を交えた会議を今年度から開催の上、文化庁の指導のもと、事業を進めることとなります。 正殿跡の調査・発掘や正殿並びに回廊の復元につきましては、本会議において協議を行い、文化庁の指導のもと検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>【生涯学習部長】 国庁の件は、平成 25 年のころから伺っておりますが、大変お待たせしている状況であることは重々承知しております。今年度、具体的に学識の方も入れた、整備計画等のための協議会を組織化しまして、具体的にどういったことができるか、という部分を検討してまいります。また、別の質問でもございましたが、アクセス道路の問題というのも非常に大きな問題という風に認識しておりますし、案内板等についても、まだまだ不十分の部分があります。前殿に至っては、そろそろ塗装をし直す時期にもなっておりまして、東西藤棚もかなり傷んでいる状況でございます。そういった意味で再整備が早急に必要事態になっていることは認識しておりますので、急いで検討をしていきたいという風に思います。中心になる人物といたしましては、文化課の方に学芸員が2人おりますので、その2人に担っていただければと思っております。資料館の方も少し傷んでいる部分もありますので、そちらの修理も考えていかなくてはならない。いろいろ課題が増えてきているところです。本殿の発掘調査ということも、地元の方々から要望をいただいておりますが、ただ、文化庁からは、基本的に史跡については、そのままにしておいた方がいいというご意見もあります。下野国庁につきましては、発掘調査を十分にしっかりと行っているという風なご意見もございまして、これ以上の発掘ができるかどうかは今後の文化庁との協議によってということになると思っております。そのようなこともお含みおきいただきながら、お待ちいただければと思っております。</p>	<p>【文化課 TEL:21-2497】 下野国庁跡につきましては、今年度リノベーション事業を開始する年で、専門者会議を立ち上げたところであり、3 月中に専門家を交えた会議を開催いたします。 正殿跡の調査・発掘や正殿並びに回廊の復元につきましては、本会議において協議を行い、文化庁の指導のもと検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>
17	参加者 (大塚宿)	<p>【区域外就学について】 国府南小学校に行くはずの子が国府北小学校に通っているのを止めてもらいたい。というのは、先日新聞にも出ていましたが、40 年度までに3割減の対象に入ってしまったのは困るからです。 一番困っているのは自治会。自治会費は払わないけど、自治会の育成会には参加する。それでは自治会は困ります。そういう取り扱いも含めていろいろ検討していただきたい。</p>	<p>【教育部長】 指定校変更についてですが、制度上、いくつかの要件がありまして、それに該当する場合は認めなければならないことになっております。お子さん一人一人の事情に応じて判断させていただくこととなります。指定校変更の制度を止めてしまうことはなかなか難しいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。 ご事情はよく分かりますが、その制度を変えていくというのは難しいかと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:教育総務課 TEL 21-2461]</p>
18	参加者 (大宮大日)	<p>【丸沼・長瀬公園の立木の伐採について】 大宮大日自治会他3自治会、計4自治会で一部管理している丸沼・長瀬の立木の枝を落としていただきたい。防犯上の点からです。現地を見ただけで判断していただきたい。</p>	<p>【建設部長】 まず、丸沼の方でございますが、立木については現地で立ち会い、確認の上手配をいたしますので、会終了後、ご連絡先を確認させていただきます。</p>	<p>【公園緑地課 TEL:21-2413】 8 月 23 日に大宮大日自治会及び丸沼長瀬公園管理委員会の方と現地立会を行い、平成 31 年 1 月に、公園樹木等の剪定、伐採を実施した。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
19	参加者 (大宮大日)	<p>【新斎場設置場所の見直しについて】 斎場の建設場所の見直し陳情に関してですが、まず、建設にあたっての今日までの経過をお聞かせいただきたい。 また、陳情が市長さん宛に提出されて受理されたということで、確認ですが、これは議会で決定したことですか？陳情すれば変更可能なのか、という疑問を持ちました。 聞くところによると、建設に必要な資金、7,000 万円が投入されているとのことですが、事実でしょうか。</p>	<p>【生活環境部長】 斎場の方ですが、平成 24 年 11 月からこの事業に着手しました。平成 24 年 11 月に斎場再整備検討委員会ということで、学識経験者や地域の方 20 名に集まってお聞き、委員会を作りました。平成 25 年 3 月に基本構想、平成 26 年 6 月に基本計画が策定されました。続いて、用地の選定ですが、平成 26 年 6 月の基本計画策定と同時に、候補地の検討に入りまして、平成 26 年 9 月に 8 候補地から 4 候補地に絞り込みました。これは斎場再整備検討委員会の方々と一緒に選考しました。平成 26 年 10 月から平成 27 年の 3 月にかけて、4 候補地から最終候補地を評価しつつ、選びました。その後、最終候補地の決定を地元で説明しまして、平成 27 年 6 月に説明を開始し、数回の説明及び地元の全戸を訪問しまして、経過を説明して、基本的にある程度の理解を得られましたので平成 28 年 1 月に最終候補地に決定をしたということです。その後、候補地決定後、地元の皆さま方に説明を行って、平成 29 年 7 月には岩舟の三谷地区から斎場事業を受け入れるという回答と共に、斎場建設に伴う必要な整備というものの要望書をいただいた、という経緯でございます。斎場整備の事業に着手しまして、約 3 年 10 カ月をかけて、岩舟の地元の方の理解を得たものです。 新斎場の建設場所につきましては、市の方で決定をしまして、議会に報告いたしました。 また、陳情書が出たから変更が決まる、場所を変えるということではありません。あくまでも西方からご要望が出た、それを市が受け取ったということでご理解願います。 これまにかかった費用ですが、金額はいずれにいたしましても、約 3 年 10 カ月かけておりますので、場所を確定してから、環境影響評価とか、地質調査、測量等々でお金は投入しております。 詳細につきましては、斎場整備室の方に来ていただければお答えできますので、よろしくお願いたします。</p>	<p>【斎場整備室 TEL:21-2428】 斎場再整備事業につきましては、寺尾地区自治会連合会や西方地域住民有志から斎場整備の見直しを求める陳情書が提出されたこと、南部清掃工場跡西側において新たに 2 箇所の土砂災害警戒区域が指定されたこと等から、8 月に建設地を再検討することいたしました。 しかし、栃木市議会 9 月定例会において、西方地域住民有志からの陳情書が不採択になったこと、21 名の議会議員から再検討を中止し従来の整備計画で速やかに事業を進める旨の申し入れがあったことから、11 月に再検討を中止し、新斎場を利用される皆様の安全と安心感の向上を図ることで、岩舟町三谷の南部清掃工場跡での新斎場建設を進めることとしました。 なお、平成 31 年 2 月に、南部清掃工場跡を新斎場とする都市計画決定をさせていただきました。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
20	参加者 (古宿)	<p>【国府南小付近の賑わいについて】 国府南小のところ、大光寺の橋から県道が拡張されていい道が通るようになるかと思えます。大宮地区も一部通るようですが、新しくできる県道周辺に住宅ができるように考えてもらえないか。学校を中心とする地域の賑わいというのを考えてもらえないでしょうか。数年前までは調整区域でも建物が建てられるというのがあったが、暫定的なものでもあったので、今はなくなったようですが、改めてそういう形で、 地域地域で、可能であれば特例という形で、住宅あるいは商業施設などができるように考えていただいて、子どもたちが 1 人でも多く集まるような学校にしていきたい。</p>	<p>【建設部長】 市街化調整区域で、昔やっていたような住宅地ができないか、というようなお質問だったかと思えます。 市街化調整区域の住宅地は、平成 16 年 4 月から開始した制度でございまして、12 年間、平成 28 年 3 月まで実施してまいりました。当初、平成 16 年ごろは、バブルがはじけまして、人口流出が危惧されたということもあり、市の方で条例を定めまして、市街化調整区域にも分譲経営ができないかということで始めた制度です。 結果を見ますと、実情は、民間企業に頼った制度でしたので、どうしても民間企業が利益の出る地域に集中して分譲が行われたという現状です。市の方では、国府南小学校、大宮南小学校の調整区域にもそういった分譲ができるのではないかと、期待を持って 12 年間やってみました。ですが、そちらにはどうしてもそういった分譲が建たなかったという事実がございます。 これをそのまま放置したのでは、市街化調整区域と市街化区域の境目がなくなってしまうような状況になってしまっています。国土交通省や農林水産省からお叱りを受ける寸前まできているような状況です。そのような中で、平成 28 年 3 月をもって、とりあえずその制度を止めさせていただいたという形です。 ただ、調整区域で、人口、小学生が少なくなっているという状況は、十分承知しております。今は市の都市計画課において、ある一定の約束の下で、市街化調整区域の集落地において建物が建つような制度を展開しようとしています。なんとか状況を加味しつつ、新しい制度が展開できるかどうかということも踏まえて考えている状況です。ただ、一定の約束の中で調整区域の集落で分譲が建つような形は今取っているというような形です。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：都市計画課 TEL 21-2431】</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
21	参加者 (大塚 中区)	<p>【教育改革法に関する市の考えについて】 栃木市でフリースクールの運営をしています。また、多様な教育をテーマにする、市民との座談会などもやっています。これまで、子どもの教育というと、学校が絶対的なものでしたが、近年、学校以外にもフリースクールや家で育つなど、多様な教育を選択し始めた市民が年々増えてきており、子育て世代ふれあいトークでも話題になったとお聞きしています。こうした社会的認識の変化に伴い、文科省でも学校以外の学び場を不登校の生徒・児童に限って認める教育改革法を昨年提出しました。私たちのスクールにも、市内から子どもたちが来ていますが、こうした社会的変化に対応した子どもの支援の在り方というのを教育委員会を始め、子どもに関わる課、市全体として今後、あり方を検討していただけたらと思います。</p> <p>ここで質問ですが、教育改革法に関する、市の受け止め方と、今後の対応の方向性について、何かお考えがあればお聞かせいただきたい。</p>	<p>【教育部長】 確か昨年も同趣旨のご意見をこの場でいただいたかと思います。その時には、今教育委員会で取り組んでいるのは、学校に戻ることを前提にした取り組みをしているということで、お答えをさせていただきました。そういった新しい法律に基づいた方向性への取り組みについては、検討させていただきたい、そのようなことでお答えをさせていただいたかと思えます。</p> <p>現状を申し上げますと、昨年の状態と、今の具体的な取り組みというのは実質は同じような取り組みでしかありませんが、今ご質問いただいたとおりに、新しい法律ができてその中で学校に戻ることだけが選択肢ではない。そういった多様で適切な学習の重要性について、教育委員会としましても重く受け止めて今後、どうしていったらいいのか、具体的な検討を進める必要があると考えております。この法律、非常に長い名称ですが、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」ということで、お話がありましたように、平成 28 年の 12 月に制定をされまして、それを受けて、文科省では基本方針というものを平成 29 年の 3 月に示しております。私共は、そういった内容を十分に踏まえながら、教育委員会としてどうしていったらいいのかというのを具体的に考えていかなければならないと考えているところです。その指針の中でも、学習の場を提供している民間団体との連携というものも謳われておりますので、そういうことも実現出来たらいいなと考えております。今後、意見交換の場もできるような方法を模索していきたいと考えております。</p>	<p>【学校教育課 TEL 21-2474】 栃木市教育委員会では、教育機会均等法の趣旨を踏まえ、子どもたち一人一人の実情にあった適切で多様な学びの場の確保が必要であるとの考えのもと、今年度、ある民間団体と連携を図ることができました。</p> <p>具体的には、「不登校児童生徒や保護者の意思を尊重した一人一人の実情にあった学びの場」という観点から、平成 28 年 9 月に文部科学省から排出された「不登校児童生徒への支援の在り方」や「民間施設についてのガイドライン」等をもとに、栃木市教育委員会としての考えを踏まえ、教育委員会、学校、民間団体で協議を重ね、該当する生徒については、フリースクールに出席した日数を学校の出席扱いにしました。</p> <p>今後も、どのような団体と連携が図れるのか、継続して研究してまいりたいと思います。</p>
22	参加者 (古宿 西部)	<p>【東陽中の運動場整備について】 要望になると思いますが、おかげさまで運動場の整備は昨年度の 3 月までに広がりました。残念ながらその周りに柵を作らないと運動場として機能しないということで、駐車場だけが機能しているのですが、運動場はボールが外に出てしまうので今使えないそうです。せめて、今の 3 年生が夏の大会が終わるまでにはその運動場が使えるような整備を予算的に早く進めてもらいたい。入札の関係とかいろいろあるとは思いますが、早く整備をして、子どもたちに運動場が使えるような、早い予算の使い方をしていただきたい。</p>	<p>【教育部長】 申し訳ありません。おっしゃるとおりだと思います。フェンス工事については、今年度実施する予定でして、今年度の予定しているものすべて工事が終われば、一連の作業、敷地拡張事業については終了ということになります。いろいろな手続きの関係もございまして、どうしても実際に工事に着手する時期というのがなかなかうまくいかないというのがございます。お話はよくわかりましたので、極力、子どもたちにとって何が一番いいのかというのを考えながら事業を進めさせていただきたいと思えます。申し訳ありません。ご理解のほど、よろしく願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：学校施設課 TEL 21-2465]</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
23	参加者 (国府地区民児協)	<p>【小中学校の適正配置について】 7月24日の下野新聞をご覧になった方もいらっしゃると思いますが、平成40年度までに3割減の小中学校適正配置という文章の中に、小学校、現在30校を平成30年度までに4割の26校という数字がでていますが、この4という数字の中に国府南小は入ってしまうのでしょうか。</p>	<p>【教育部長】 おっしゃるように、7月24日付けの下野新聞にそういった内容の記事が掲載しております。このことについて少しお話をさせていただきます。平成28年2月に学校の適正配置基本方針というものを教育委員会として定めまして、子どもたちが義務教育9年間でその間に、生きる力を育むためには、やはり切磋琢磨する環境が必要であろうという方針が出されております。具体的には、最低必要な規模はこれだけですよ、というのがありまして、小学校の場合は1学年16人以上です。そういった方針に基づいて、具体的にいつぐらいまでにどの程度の数にしていこうか、というのを、学区審議会に諮問をさせていただきました。 今回お話のありました記事につきましては、その学区審議会の中で、教育委員会の案としてお示しし、それでよろしかろうということになったわけですが、それが、平成40年度までに3割減という記事になったものです。 現時点では、まだ学区審議会では議論が続いている最中でして、答申としてはまだいただいておりません。答申を受けて、その後教育委員会の方で、基本構想という名前で具体的に決めるということになります。現時点で具体的に、どこだということについては、控えさせていただいた方がいいのかなと思っております。10年後、20年後というのを想定しまして、人口推計から子どもたちの人数を、それぞれの地域ごとに試算をいたしまして、さらに総合計画や、まち・ひと・しごと総合戦略、そういった施策がうまくいった場合の人口推計というものも、重ねてやりまして、人数的にはこのぐらいになるから、その地域では学校の数はこれぐらいじゃないと適切な規模の学校にはならないなと、ということで試算をさせていただいたものであります。具体的にどこということについては、スミマセン。ご勘弁いただければと思います。</p>	<p>【教育総務課 TEL:21-2461】 平成30年9月に学区審議会から将来にわたる栃木市の学校の在り方の指針である「栃木市学校適正配置の具体的な推進について」の答申をいただき、平成31年1月教育委員会において、答申を尊重し、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えた「栃木市立小中学校適正配置基本構想」が策定されました。 この基本構想は将来の推計児童生徒数を基に10年後、20年後の学校数の目安を地域別に表したものになります。 今後、保護者や地域の皆様とともに学校適正配置に取り組んでいく考えであります。 なお、この基本構想は市ホームページに掲載しましたので、ご覧ください。</p>
24	参加者 (平柳一丁目)	<p>【女性の管理職について】 栃木市は少ないのではないのでしょうか。本人の自覚とか、なる前に辞めてしまうということもあるとのことですが、今後女性の管理者の育成などについてどのような考えがあるのかお聞かせ願いたい。</p>	<p>【総務部長】 現在、栃木市の職員の女性の比率は4割を超えております。管理職の人数のうちですと、19.9%ということになっています。おっしゃるとおり、女性の管理職が少ないということでもありますので、今までも、なるべく女性の方に管理職になっていただくという努力はしてきましたが、なかなかそのような年齢になってきますと、家族の介護があつたりなどで、早めに辞める方もいるというのが現実でございます。 職員に対しては、研修等もやっておりますが、実務的に立場立場に係長の時からなっていないと、なかなか課長・部長ということには、本人も希望しないというのがありますので、今後はなるべく早いうちから立場立場のところに異動をするようにしていきまして、なるべく女性の管理職が増えるように努めた参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：職員課 TEL 21-2351 〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
25	参加者 (今泉 団地)	<p>【ふれあい相談員について】 栃木市にふれあい相談員という制度があるかと思ひます。これの存続性、それと市で期待しているふれあい相談員についてお伺いしたいと思ひます。</p> <p>一方では、地域支え合い活動ということを盛んにキャンペーンしてあります。私が思うには、ふれあい相談員を増やして、きめ細かな活動をしていただければな、と思ひております。と言ひますのは、私どもの事情もありませんけれども、なかなか組織立って、支え合い活動というものができにくい。年寄りの世帯が非常に多くなり、役員などをなかなかできない状態です。例えば、ふれあい相談員が月に2回ぐらい周っていると思ひます。15日に1回です。支え合い活動の方は1週間に1回はやってほしいということ。それを、今のふれあい相談員の方と、同じぐらいのメンバー、2班に分けて、互い違いに安否確認をしていけば、かなりの精度のものができるのではないかと。</p>	<p>【保健福祉部長】 ふれあい相談員は、高齢者宅をまわっていただき、ふれあい通信というものを持ち歩き、説明しながら、高齢者の状況等について確認していただいている制度でございます。民生委員さんがふれあい相談員さんを兼ねております。その他に、民生委員さんだけでは賅いきれないので、各自治会に何人必要かというのを把握しまして、自治会長さんをお願いしているのが現状です。そういった意味で、ふれあい相談員の制度は、栃木市独自の制度だと思ひます。旧栃木市等で作られて、それを全域に広げた制度でございます。この制度につきましては、永続的に実施してまいりたいと思ひております。</p> <p>今年度から地域支え合い活動推進条例に基づく、地域での活動につきまして、説明会を開催させていただいて、今年度スタートアップ事業というものも開始しまして、自治会の支援が始まったところ。できれば、地域支え合い条例の協定を結ぶ自治会がどんどん増えていっていただければありがたいと思ひておりますし、ふれあい相談員さんの活動も、今、大変なところでありまして、ふれあい相談員さんを補完する意味での自治会と民生委員さん、ふれあい相談員さんの連携というものも大切であると思ひております。そういった地域地域でそれぞれ事情が違うかと思ひます。その地域の実情に応じた取り組みを進めていかなければならないだろうな、と今感じたところですので、いろいろ検討してまいりたいと思ひます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：地域包括ケア推進課 TEL 21-2242]</p>